

松江地区路線バスデータ分析システム導入業務  
公募型プロポーザル実施要領

令和5年 7 月

松江地区路線バスデータ分析システム導入業務プロポーザル審査委員会

松江地区路線バスデータ分析システム導入業務を委託するにあたり、次の通り公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という）を実施する。

## 1 業務の概要

### (1) 委託業務名

松江地区路線バスデータ分析システム導入業務

### (2) 業務の目的等

本業務は、既に導入済みの交通系 IC カードシステムの利用実績データをはじめとする、各種データを集計、統合し、可視化や分析することにより、今後の路線計画、運賃計画を立案する際に、重要な基礎データとし活用することを目的とする。

### (3) 委託期間

契約締結の翌日から令和6年1月31日（水）までとする。

### (4) 委託業務内容

別紙「松江地区路線バスデータ分析システム導入業務仕様書」のとおり。

### (5) 提案上限額（2社局合計額）

初期費用 10,300千円（税抜）

月額運用費用 165千円（税抜）

### (6) 実施形式

本業務の履行にあたっては専門的な知識、技術を要することから、価格のみではなく、機能、導入実績、専門性、技術力、企画力などを勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式によって候補者を決定する。

## 2 プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる全ての項目を満たしている単独企業または複数の企業で構成する共同企業体とする。

### (1) 単独企業

①次の（ア）～（ウ）のいずれにも該当しない者であること。

（ア）当該契約を締結する能力を有しない者

（イ）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（ウ）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第32条第1号の各号に掲げる者

②役員に、次の（ア）または（イ）のいずれかに該当する者がいないこと。

- (ア) 破産者で復権を得ない者
- (イ) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ③民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続開始の申立がされている者（同法第33条第1項規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）または会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更生手続開始の申立がされている者（同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けたものを除く。）でないこと。
- ④破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立がなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る者を含む。）でないこと。
- ⑤自己または自社の役員等が次の（ア）～（キ）のいずれにも該当しない者であること。
  - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (イ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって暴力団または暴力団員を利用している者
  - (オ) 暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
  - (カ) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (キ) 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ⑥特定の政治活動または宗教活動を目的とした法人、公序良俗に反するなど適当でないと認められる者でないこと。

## (2) 共同企業体

- ①各構成員が、(1) ①から⑥に掲げる全ての項目を満たしている者であること。
- ②共同企業体の代表者が、(1) ⑦を満たしている者であること。
- ③共同企業体が、2つ以上の者により自主的に結成されたものであること。
- ④構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きいものが代表者であること。
- ⑤各構成員が、本プロポーザルに参加する単独企業または他の共同企業体の構成員ではないこと。
- ⑥次の事項を定めた共同企業体に係る協定書を提出していること、または当該業務委託契約締結の日までに協定書の締結を予定していること。

ア 目的	イ 共同企業体の名称	ウ 構成員の名称及び所在地
エ 代表者の名称	オ 代表者の権限	カ 出資を伴う場合の構成員の出資比率
キ 構成員の責任	ク 業務履行中における構成員の脱退に対する措置	
ケ 業務履行中における構成員の破産または解散に対する措置		
コ 解散後の瑕疵担保責任	サ 取引金融機関	シ その他必要な事項

### 3 プロポーザルに係る詳細事項

#### (1) プロポーザルに関するスケジュール

- ①参加申し込み受付期間（参加意思表明書の提出期間）  
令和5年7月14日（金）～7月27日（木）正午必着
- ②質問受付期間  
令和5年7月14日（金）～7月20日（木）正午必着
- ③質問書に対する回答  
令和5年7月24日（月）
- ④企画提案書等の提出期限  
令和5年8月1日（火）正午必着
- ⑤プロポーザル審査委員会の実施（プレゼンテーション方式）  
令和5年8月8日（火）午後
- ⑥審査結果の通知  
令和5年8月9日（水）
- ⑦契約締結  
令和5年8月下旬（予定）

#### (2) 参加意思の表明

- ①提出書類 参加意思表明書（様式1）
- ②提出期限 令和5年7月27日（木）正午必着
- ③提出部数 1部
- ④提出先 〒690-0821 島根県松江市上東川津町1238番地  
（一社）島根県旅客自動車協会内 プロポーザル審査委員会事務局 宛
- ⑤提出方法 持参または郵送

#### (3) 質疑・応答

- ①提出書類 質問書（様式2）
- ②提出期限 令和5年7月20日（木）正午必着
- ③提出部数 〒690-0821 島根県松江市上東川津町1238番地  
（一社）島根県旅客自動車協会内 プロポーザル審査委員会事務局 宛
- ④提出方法 電子メールによる [shimane-bus-taxi@bz04.plala.or.jp](mailto:shimane-bus-taxi@bz04.plala.or.jp)
- ⑤回答方法 受け付けた質問及び質問に関する回答を、参加意思表明のあった全員

のメールアドレス宛に送付する。

⑥回答日 令和5年7月24日（月）

#### （4）企画提案

##### ①提出書類

（ア）営業概要書（様式3）

（イ）企画提案書（様式自由）

企画提案書は、「松江地区路線バスデータ分析システム導入業務仕様書」に基づき作成すること。また、以下の書類を付属書類として添付すること。

- ・路線バス等に関する運行データ分析システムの導入及び運用実績の状況書

（ウ）見積書

見積書には導入費用（初期費用）、月額運用費用について各々提出すること。

また、月額運用費用については、次の通り明記すること。

- ・システム及びサーバー等に関する通信費用、保守費用等が必要な場合は、各社ごとに単価及び総額を明記すること。
- ・その他運用に際して必要となる月額費用があれば、各社ごとに明記すること。

（エ）財務諸表

決算が確定した直前2期分の貸借対照表及び損益計算書の写しを可とする。

（オ）会社概要

用紙の大きさはA4版（A3版折込使用可とする）とし、既存のパンフレット等でも可とする。

##### ②提出部数

- ・営業概要書（様式3） 1部
- ・企画提案書（様式自由） 10部（なお、企画提案数は1者1案に限る）
- ・見積書 正本1部、副本9部
- ・財務諸表 1部
- ・会社概要 10部

##### ③提出先及び提出方法

以下の宛先に、持参又は郵送により提出すること。

〒690-0821 島根県松江市上東川津町1238番地

（一社）島根県旅客自動車協会内 プロポーザル審査委員会事務局 宛

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達記録が残る場合に限るものとする。

##### ④提出期限

令和5年8月1日（火）正午必着

##### ⑤提出された企画提案書等の取り扱い

- ・提出された企画提案書等は返却しない。
- ・提出後において、提出書類の変更、差し替え、再提出は認めない。
- ・企画提案書等は、あくまでも本業務の実施に当たり、品質の妥当性や事業主体の知

識、経験等があるかどうかを判断するための資料であり、企画提案書に記載された内容は尊重するが、そこに盛り込まれた提案のすべてが契約に反映されるとは限らない。

- ・企画提案書の受領後に必要であると判断した場合は、補足資料等を求めることがある。
- ・提出された書類は、審査に必要な範囲において複製することがある。

#### ⑥提案辞退

企画提案書の提出後に辞退する場合は、審査委員会開催日の前日の午後3時までに、辞退届（様式自由）を事務局に持参または郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、書留郵便等配達記録が残る場合に限るものとする。

### (5) 松江地区路線バスデータ分析システム導入業務プロポーザル審査委員会の開催

#### ①開催日時

令和5年8月8日（火）午後1時30分から（予定）

#### ②開催場所

松江市交通局2階研修室（島根県松江市平成町1751番地21）

#### ③プレゼンテーションの所要時間

1者あたり25分以内とする。（準備・片付け各5分、説明10分、質疑審査10分）

#### ④注意事項

- ・プレゼンテーションを行う審査委員会の開催は1回を予定しており、開催日、開始時間、指定時間及び開催場所については、参加者に通知を行う。
- ・提案者が多数となった場合は、プレゼンテーションを複数日に行うことや、開催日時を変更することがある。
- ・各提案者のプレゼンテーションの順は、参加申込書の受付順とする。
- ・プレゼンテーションにおいて、プロジェクターは審査委員会で準備するが、パソコンについては、提案者において準備すること。（HDMI及びRGB接続）
- ・プレゼンテーションでは、主要な内容やアピールポイントなどを簡潔に説明すること。
- ・プレゼンテーションへの出席人数については、最大3名までとする。
- ・企画提案者は、他の提案者の企画提案を傍聴することはできない。
- ・指定時間に遅れた場合またはプレゼンテーションを行わなかった場合は、審査対象としない。
- ・審査委員会は非公開とする。

#### ⑤評価項目及び評価内容

別表「松江地区路線バスデータ分析システム導入業務に関する公募型プロポーザル審査基準」採点基準表のとおり。

#### ⑥審査結果の通知及び公表

審査結果は、審査後に速やかに提案者に通知するとともに、契約候補者の名称等を

松江市交通局及び一畑バス株式会社のホームページで公表する。  
なお、審査結果の理由等については、回答しない。

#### 4 契約に関する事項

- (1) 選定された契約候補者とプロポーザル審査委員会は、仕様の細部や契約金額等について協議し、協議が成立した場合には、各運行事業者との間で本業務に係る契約を締結する。
- (2) 企画提案書は、あくまでも共通の調達先を選定するための資料であり、採用された案について、協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結する場合がある。
- (3) 契約候補者との協議が不調となった場合には、次点者を協議の相手方とする。
- (4) 本業務は、国庫からの補助金の活用を予定しているが、補助金が執行されない場合、このプロポーザルに基づく契約を変更することがある。

#### 5 その他

##### (1) 提出書類に係る事項

- ①提案された企画提案書は、契約候補者の選定及び企画提案書の特定以外に提案者に無断で使用しない。
- ②企画提案は、1提案者につき1点とする。
- ③プロポーザル及び契約の手続き並びに本業務の実施において、用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）の定める単位とする。

##### (2) 失格事項

以下の事項に該当する場合は、失格とする。

- ①本実施要領（仕様書及びこれに付属する書類を含む。）に記載された条件に適合しない場合。
- ②プロポーザルの参加要件を満たしていない場合。
- ③企画提案書に虚偽の内容が記載されている場合。
- ④他の提案者と企画提案の内容またはその意思について相談を行ったことが判明した場合。
- ⑤審査委員会委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めるなど、評価の公平性に影響を与える行為があった場合。
- ⑥その他、本実施要領に違反する行為があった場合。

##### (3) その他

企画提案書の作成及び提出に要する経費は、提案者の負担とする。また、プレゼンテーションに要する費用についても同様とする。

## 6 問い合わせ先

〒690-0821 島根県松江市上東川津町 1238 番地

(一社) 島根県旅客自動車協会内 プロポーザル審査委員会事務局

電話番号：0852-60-0928

F A X：0852-60-0805

メー ル：shimane-bus-taxi@bz04.plala.or.jp

なお、問い合わせ内容によっては、松江市交通局ならびに一畑バス株式会社が対応することがある。



(別表)

松江地区路線バスデータ分析システム導入業務に関する公募型プロポーザル審査基準

## 採点基準表

審査項目	審査基準
業務の目的理解	業務の目的及び内容について十分に理解しているか
提案内容	要求する仕様に対して満足する水準であるか
	誰でもわかりやすい内容で可視化が可能であるか
	実現可能な内容であるか
	独自の発想や工夫が見られるか
	操作方法は簡便であるか
	将来の用途拡大を見越した拡張性があるか
業務実績	過去に同様な業務を行った経験を有しているか
セキュリティ対策	情報セキュリティ及び個人情報保護に関する対策は適当であるか
実施体制	提案内容を確実に履行可能な体制を確保できる見通しとなっているか
	サポート体制に不備はないか
スケジュール	現実的なスケジュールとなっているか
見積価格	仕様に対して導入費が適当であるか
	仕様に対して維持費が適当であるか

(様式1)

令和 年 月 日

令和5年7月27日(木) 正午必着

松江地区路線バスデータ分析システム  
導入業務プロポーザル審査委員会 御中

所在地  
事業者名  
代表者 印

### 参加意思表明書

令和5年7月13日付で公募のあった、『松江地区路線バスデータ分析システム導入業務』  
について、下記のとおり意思表示します。

記

参加する ・ 辞退する

電話番号	( )	—
FAX番号	( )	—
電子メールアドレス		
連絡担当者	所属・職名	
	氏名	

(様式2)

令和 年 月 日

令和5年7月20日(木) 正午必着

## 質問書

No.	質問項目	具体的な質問内容
1		
2		
3		
4		

※記入欄が足りない場合は、適宜行を追加してください。

事業者名		
電話番号	( ) —	
FAX番号	( ) —	
電子メールアドレス		
連絡担当者	所属・職名	
	氏名	

(様式3)

令和5年8月1日(火) 正午必着

## 営業概要書

令和 年 月 日現在

事業者名	
代表者職氏名	
本社所在地	
ホームページアドレス	
設立年月日	
資本金(円)	
業務内容	
同種業務導入実績	
従業員数(人)	